

2013年2月1日

環境大臣 石原伸晃 様
厚生労働大臣 田村憲久 様

被ばく労働を考えるネットワーク

【連絡先】

〒111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11
山谷労働者福祉会館気付
被ばく労働を考えるネットワーク
電話：090-6477-9358（中村）
Eメール：info@hibakurodo.net

除染特別地域における除染作業労働者の労働条件に関する要請書

2012年より開始された除染特別地域における先行除染および本格除染は、すでに報道で指摘されているように、発注者である国との契約違反に相当する疑いのある問題や、労働諸法や放射性物質による環境汚染への対処に関する特措法に違反すると考えられる事例が多数みられます。私たちは除染労働者からの相談を受け、また労働争議に取り組む中で、これらは単に雇用者と労働者との間の問題にとどまらず、根幹には発注者側の国に責任があると考えています。

今年に入って報道されるようになった手抜き除染は、除染事業自体が現場レベルではきわめて杜撰に行われていることを示しており、同時に、労働者の安全管理や生活環境に対しても、非常に劣悪な憂慮すべき事態が多々見られています。多重下請構造での労働は、現場で働く労働者の声が上位業者や発注者、事業者に届きにくいという本質的な問題があります。手抜き除染問題を作業内容の問題のみに限定して対応するのは、不十分であるだけでなく労働者の労働・生活環境の問題を隠蔽することでもあります。

これらについて率直な情報交換と問題解決を行うため、重要である点について列挙し、見解を問うとともに要請をいたします。原則的に文書による回答を求めます。真摯なご対応・ご回答をよろしくお願い致します。

1. 労賃および特殊勤務手当の支払いに関する問題

1-1. 特殊勤務手当ピンハネ問題に関する実態把握と現状認識について 【環境省】

11月5日朝日新聞記事で報道されたように、除染特別地域における先行除染と本格除染では、当初現場の除染労働者に対して警戒区域特別手当ないし特殊勤務手当（以下、特殊勤務手当と略）について説明がなされず、ほとんどの労働者が特殊勤務手当を受け取っ

ていませんでした。私たちが関わっている事例においても、ほとんどの労働者が特殊勤務手当をきちんと受け取っていませんでした。

下請業者には、特殊勤務手当の不払いを認め一人当たりの十分な経費が降りてきていないことを訴える業者がある一方で、元請け・ゼネコンは支払っているとの姿勢です。この報道を受け、環境省は特殊勤務手当の不払いについて個別の事例は把握していないとし、「しっかりと調べて再発防止策をとる」と答えています。

その後、福島労働局が11月22日付で下請け業者7社に是正勧告したことが今年に入って報道されました。

- (1) 特殊勤務手当の趣旨をご説明ください。環境省が「適正な履行の確保を図る」としている「除染等工事共通仕様書」には、「受注者は、除染特別区域内において作業する除染等作業員に対し、労賃に加えて、特殊勤務手当として1日あたり1万円を支給しなければならない」と規定されており、受注者は、通常の労賃に加えて特殊勤務手当（平均賃金の計算に算入される）として、確実に労働者本人に1日1万円を支給せねばなりません。この点についての見解をお聞かせください。
- (2) 「共通仕様書」によれば、「受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証する賃金台帳等の書類を工事の完了後速やかに、監督職員に提出しなければならない」。環境省は、特殊勤務手当の不払いについて「しっかりと調べて再発防止策をとる」と答えています。使用者は、罰則付きで労働者名簿の作成とあわせて賃金台帳を、各事業所ごとに「賃金支払の都度遅滞なく記入」する義務がある（労基法第107,108条）、との法規に則って実施されてきた調査について、その調査内容（調査時期、方法、結果）をお示しくください。
- (3) その後、いくつもの報道がありましたが、特殊勤務手当の支払い状況に関する現在の環境省の認識をお示しくください。
- (4) 下請業者に適切な経費が行き渡らないとすれば、それはどこで中抜きされているのか、明らかにしてください。
- (5) 行われた再発防止策についてお示しくください。
- (6) 特殊勤務手当の存在を労働者に伝えていない業者は7社だけではありません。環境省が現在でも広範に特殊勤務手当の不払いがある事態を把握できていないとすれば、元請・ゼネコン経由の調査や環境相談窓口への情報提供の要請など、従来の環境省の対応では実態を把握できないと言わざるをえません。今後、どのような実態把握の方法と対応を考えているのか、お示しくください。

1-2. 労働者に支払われるべき労賃等の内容について 【環境省】

特殊勤務手当の不払い問題が明らかになるにつれ、各業者は労働者と約束した労賃を一方的に変更するなどして、労賃を福島県の最低賃金（約5,500円）+特殊勤務手当（1万円）=約15,500円の支払いに変更するなどしています。さらに、ここから当初は条件になかった宿舍費や食費を控除するなどして、結果として除染特別地域以外での作業とあ

まり変わらない賃金が支払われており、事実上の特殊勤務手当のピンハネが横行しています。さらに、労働相談の中では、労働者に支払われる賃金は変わらないのに、形式的に最低賃金＋特殊勤務手当の契約書にサインを強要されている事例も報告されています。

- (1) 除染事業の入札に当たり、除染等工事での入札に当たっての積算単価（「平成24年度除染等工事設計労務単価」）として、環境省は普通除染作業員11,700円/日を示しています。これは、どのような基準で出された金額でしょうか。
- (2) 先述のような事態を見れば、積算単価は多重下請下の労働者にはまったく通用していないと言わざるをえず、労働者に不当な低賃金を押しつけるとともに、環境省の積算根拠を形骸化するものであると考えます。見解をお聞かせください。
- (3) こうした状況を改善するには、除染等工事に従事するすべての労働者について、各仕事別・日額で「平成24年度除染等工事設計労務単価」の相当額（最低でも労務単価の80%以上）の支給が守られなければなりません。すでに自治体では、その履行を確保するために、賃金台帳を調査し是正措置を命じる等を行っている所もあります。どのような実効ある措置をとろうとしているのか、お聞かせください。
- (4) 積算基準の中では労働者の宿泊施設の確保や赴任旅費の項目もあり、それに該当する費用がかかる場合はその費目で積算し環境省に提示すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、これらを労働者の労賃から滞在費などとして控除することは、積算書自体を形式的な無意味なものとすると考えますが、見解をお聞かせください。
- (5) 下請業者が作業員を雇用し作業・工事を進めるに当たり、そこにかかる経費はどの費目で計上されるべきものか、明らかにしてください。
- (6) 下請業者への委託は人工単位で行われており、受注時の提出資料に求められる下請業者の見積りは実態を反映せず、形式的な手続きとして提出されている可能性があります。この問題に関する見解をお示しください。
- (7) 工事完了後速やかに提出される労賃と特殊勤務手当に関する台帳は、実態を表していない可能性があります。この書類に必要事項が正確に記入されていることをどのような形で確認しているのでしょうか。また、11月22付で福島労働局の指導を受けた7社については、実態と台帳の記載はどのような整合・不整合があったのでしょうか。
- (8) 労働者が、自分に支払われたとされる労賃等に関する台帳の内容を確認するために、どのような手続きをすればよいのか、労働者にわかりやすく明示してください。
- (9) 刈払機を使う作業を行うために、業者が命じて労働者が刈払機取扱作業安全衛生教育講習を受ける場合、その受講費用は業者が支払うべきと思われませんが、労働者の賃金から控除されている事例が多く見られます。これに関する見解を求めます。また、業者による支払いを指導するよう求めます。 【環境省】 【厚労省】

1-3. 求人および労働契約について 【厚労省】

除染事業は自治体単位でゼネコンに丸投げされているのが実態であり、従来からの土木建設業においてみられた重層下請け構造の問題がそのまま持ち込まれています。そもそも

雇用契約書が書面で交わされていることがほとんどまれで、多くの場合が労基法15条に違反しています。また、雇用業者と現場で指示する業者が異なる偽装請負も常態化しています。また、特殊勤務手当の存在についても、労働者に説明がなく、意識的に労賃に紛れ込ませることで、適切な支払いが行われていません。

- (1) 上記の法令違反に当たる実態に関して、どのように把握されているかご説明ください。
【環境省】 【厚労省】
- (2) 求人においては特殊勤務手当について明示すべきであり、ハローワークにおける求人票への記載については、ハローワークの業務としてその徹底をさせるべきです。対応策をお示しください。
- (3) 求人誌等における求人紹介においても、特殊勤務手当の存在を明示した記載はほとんど見当たりません。各労働局からの指導を求めます。
- (4) 偽装請負の横行がマスメディアでも指摘され、労基署に告発された事例があります。再発防止策についてお示しください。

2. 労働環境に関して

2-1. 安全対策について 【環境省】 【厚労省】

除染作業は、除染電離則に従って遂行されるべき業務であり、環境省の共通仕様書においても、除染電離則とガイドラインに従うよう明記されています。労働者の安全を確保するために、少なくとも除染電離則に基づいた適切な労働環境が整えられる必要がありますが、それが行われていないと考えられる事例が多く見受けられます。

- (1) 除染等作業員名簿に記載された作業員の数、さらに放射線管理手帳番号が記載された人数について、各除染事業の契約毎にお示しください。
- (2) 除染電離則第6条に基づき線量の測定結果が記録された人数とその線量分布について、各除染事業の契約毎にお示しください。
- (3) 除染電離則では除染作業員の装備に関する規定を具体的に行っていますが、ヘルメットと防塵マスク以外は自前で用意するケースが多いのが現状です。これは、装備が不十分であったり、汚れた作業服や靴を繰り返し使用したり、現場の泥などを宿舎に持ち込むなどの問題があります。「共通仕様書」に規定する「必要十分な保護衣、保護具等を使用すること」に基づき、十分な装備を業者が用意するよう指示し点検すべきと考えますが、見解をお示しください。
- (4) 除染電離則では休憩などの場所を確保するように規定されていますが、多くの現場ではそのような場は確保されておらず、狭い車内などで休憩などをとらざるを得ず、結果として除染作業が行われる屋外でマスクを外し、たばこを吸うなどされています。除染電離則に基づき、休憩所等の設置を業者に義務化してください。
- (5) 除染事業の開始から時間が経つにつれ、現場では安全対策がおざなりになってきます。具体的には、マスクもせずに除染作業を進めている例が多数伝えられています。

労働者の安全に関わることであり、単なる業者への指導では効果は疑問です。具体的な対応策をお示してください。

2-2. 放射線管理手帳の発行について 【環境省】 【厚労省】

共通仕様書では「除染等作業員が放射線管理手帳を所持していなかった場合は、当該除染等作業員に対し、登録の解除時まで、可能な限り、放射線管理手帳を取得させなければならない」とされていますが、現状では新たに手帳を取得させている業者はほとんどありません。また、発行を拒否しないが、本人の費用負担を条件にしている業者もあります。

- (1) 除染作業で新たに放射線管理手帳を発行された作業員の数をお示してください。
- (2) 共通仕様書では、発行が不可能である特段の理由がなければ発行することを指示していると考えますが、見解をお知らせください。
- (3) 放射線管理手帳の発行がなければ、複数の労働現場を経た労働者の被曝歴を雇用業者が把握できず問題が多いと考えますが、見解をお知らせください。
- (4) 所持していない労働者に対して事業者が放射線管理手帳の発行手続きを行わせるために、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」の積算項目に「放射線管理手帳の発行」を入れることを求めます。
- (5) 放射線管理手帳は、個人の被ばく履歴の管理という重要な意味を持つにも関わらず、民間事業者の任意に委ねられているのが現状であり、国による制度として義務化すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。
- (6) 国の直轄事業であるにもかかわらず、電離放射線に対する労働者の長期的な安全管理が、民間事業者の実施している放射線管理手帳に依拠されていること自体が、本来は問題があると考えます。国の責任ですべての除染労働者に対して、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を発行することを求めます。見解をお聞かせください。

2-3. 労働者が安心して労働のできる環境について 【環境省】 【厚労省】

経費節減のためか、現場では労働者にとって十分な設備がない中で作業の進行を強要される事例が伝えられています。また、いわゆる「タコ部屋」と言わざるを得ないような宿舎・生活環境に閉じ込められている事例もあります。これは、労働者がまともな労働をできない上に、労働者の誇りや人間としての誇りすら奪うものであり、怒りを感じている労働者は少なくありません。

- (1) 草刈りを命じられても、刈払機の替え刃すら十分に支給されず、「自分で費用を払うので提供してほしい」と労働者が業者に働きかけたことまであります。このような問題を国は把握しているのか、改善するための手段はあるのか、また、その努力をしているのか、ご回答ください。
- (2) 労働者は全国各地から集められていますが、その宿舎として提供されたものは劣悪なものがあります。たとえば、山間のキャンプ場のバンガローに詰め込まれ、

あるいは床の抜けた廃屋に入れられ、食事提供は朝晩のみ、しかもおかずは一握りのナス・シトウ・もやしを茹でたものだけ、といった例もあります。手持ちの金銭がない者は昼食をとることもできず、外出の手段もありません。このような環境をどのように考え、対応をとられるかご返答ください。

- (1) 1月7日には川内村で除染労働者の宿舎としていた元縫製工場で火災があり、3名の労働者が腕を骨折するなどの怪我を負いました。この事例では、宿舎として使用する届けはあったのでしょうか。また、消化器や火災報知器の設備などは完備されていたのでしょうか。
- (2) かつて、極めて劣悪な出稼ぎ労働者らの宿泊環境を鑑みて、労働基準法第10章（寄宿舎）に加えて「建設業附属寄宿舎規程」が1967年に作られ、さらに改正されてきました。今回の事態は、およそそれすら現実にそぐわないことは明らかです。法や規程の趣旨に則り、除染作業に従事する労働者の宿舎の環境改善に踏み込んだ指導、さらには必要な法改正を求めます。

2-4. 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の問題について 【厚労省】

- (1) 空間線量 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下でも個人線量管理が必要であり、改正を求めます。この基準は放射線管理区域相当の環境として設定されていると考えられますが、放射性物質が管理区域内の特定場所に存在しているような電離則で想定されていた作業環境と異なり、除染作業では労働現場以外にもその周辺に広範に放射性物質が存在し、さらに不規則なホットスポットが存在します。このような作業環境では、ある地点での空間線量が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下だったとしても 5mSv 以上の被曝の可能性があります。被曝線量の個人差が無視できません。電離則では「3月間につき 1.3mSv を超えるおそれ」があれば個人の線量管理が必要となるのであり、除染等業務においても個人線量管理が必要です。
- (2) 内部被曝 1mSv 未満を記録しないことを改正し、預託実効線量のほかホールボディカウンターによる計測数値（カウント数）をすべて記録することを求めます。とりわけ除染労働は内部被曝の危険性をはらんでおり、その線量管理は重要です。記録レベル未満の被曝でも、継続的な計測値の記録と変化の観察は必要です。
- (3) 作業届の労基署提出が空間線量 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超に限定されていますが、これを改正し、すべての除染作業において作業届けの提出を義務付けてください。報道された手抜き除染の例にもあるように、たとえある地点で計測された空間線量が低くとも、除染作業は放射性物質が広く分布し、しかも不規則にホットスポットがある場所で行われます。空間線量値によらず、慎重な作業計画と安全管理が求められます。作業届けの提出を義務付けないことは、事実上、現場の労働管理をすべて業者任せにすることになり、問題です。

以上